

# 愛知大学国際中国学研究センター (ICCS) 2019 年度 ICCS 研究員の公募について

本公募は本来、2019 年度の本学予算の成立後に行うべきものですが、2019 年 4 月から事業を開始するため、予算成立前に公募を行うものです。2019 年度予算の成立状況に応じて、採用条件に変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

愛知大学国際中国学研究センター（以下 ICCS という）では、研究教育活動の円滑化を図るとともに、若手研究者を育成することを目的とし、優秀な若手研究者を ICCS 研究員として公募します。

## 1. 職名

ICCS 研究員（英文名：Post Doctoral Fellow 中文名：博士後研究員）

## 2. 募集人数および研究分野

1 名、中国の経済・環境分野

## 3. 応募資格

ICCS の学術研究活動の趣旨に適合し、将来、現代中国地域研究拠点などを形成するために必要な優れた研究者となることが期待される者のうち、下記（1）または（2）の条件に該当する者。

- （1）採用時において、本学または他大学大学院博士後期課程修了者で博士の学位を有する者
- （2）博士の学位を取得した者に相応する能力を有する者

※ 上記に関わらず、採用時に他から類似の助成を受けている者、日本学術振興会特別研究員である者は応募資格を有しません。

## 4. 採用期間

- （1）2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
- （2）審査の上、適当であると認めた場合は、1 年を限度として契約を延長することができる。

## 5. 処遇

- （1）給与は、月額 200,000 円（税込み）とする。
- （2）交通費は、本学規程による。
- （3）研究室（共同）を提供する。
- （4）その他、本学職務規程による。

6. 所属および名称

愛知大学国際中国学研究センター (ICCS)、研究員

7. 勤務地

愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60番地6 (愛知大学名古屋校舎)

8. 職務および研究内容

- (1) 所長及び運営委員と協力して、拠点形成を推進するために必要な研究を行う。
- (2) 前項の職務のほか、所長又は運営委員の指示する職務。たとえば、研究会、ワークショップ等の運営事務、シンポジウムの運営事務、データベース構築補助、現代中国学ジャーナルの事務など。
- (3) その他、本センター事業の推進に関すること。

※原則として週5日、1日8時間(9:00~17:00。うち、休憩時間は1日につき1時間) ICCSにて勤務する。

ただし、本研究センターの任務の一環として認められる研究教育業務(非常勤講師等)に限り、ICCS 運営委員会の議を経て、週1日を上限としてその業務に従事することができる。

9. 応募書類および期限

(1) 応募書類

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1) 履歴書 ※所定の書式          | 1通           |
| 2) 最終出身学校の修了または修了見込証明書 | 1通           |
| 3) 研究業績一覧 ※所定の書式       | 1通           |
| 4) 主な著書または論文(抜刷または複写)  | 3篇以内         |
| 5) 研究計画書               | 1通(2,000字程度) |
| 6) 推薦状                 | 1通           |

※ 採用の有無に関わらず、提出された応募書類は一切返却いたしません。

※ 履歴書、研究業績一覧の所定書式は以下の URL からダウンロードできます。

<http://iccs.aichi-u.ac.jp/topics/news/entry-2739.html>

- (2) 提出期限 **2018年10月31日(水) <必着>**

10. 応募書類提出先

〒453-8777 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目 60 番 6 愛知大学 ICCS 事務室気付  
国際中国学研究センター 所長 周星 宛

(封筒の表に「ICCS 研究員応募書類在中」と朱書きし、持参するか簡易書留にて郵送すること)

11. 選考過程

ICCS 運営委員会内に設けられた選考委員会による書類審査を経て、面接を行う。採用の可否は書類審査及び面接の結果を総合的に判断のうえ、決定する。なお適任者がいない場合には採用を見合すこともある。

※ 面接に係る交通費は支給しない。

12. 採用通知

審査終了後、すみやかに書面にて通知する。

13. 研究成果の報告

毎年度末までに、所長へ研究報告書を提出しなければならない。

14. その他

(1) ICCS 研究員の採用および待遇等の詳細については、本学の「ICCS 研究員規程」に拠る。

(2) 採用期間中に、他の常勤職または日本学術振興会特別研究員等のフェローシップへの採用が決定された場合は、その着任の1ヶ月前までに所長にその旨を通知しなければならない。この場合、その職への着任前日をもって、ICCS 研究員の職を解く。

15. 書類請求および問い合わせ先

愛知大学国際中国学研究センター (ICCS) 事務室

電話 : 052-564-6120

E-mail : coe-iccs@ml.aichi-u.ac.jp

ホームページ : <http://iccs.aichi-u.ac.jp/>

以上